

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

目標：フルタイム勤務職員の年次有給休暇の取得日数について、
10日以上を目指す。

<対策>

- 令和4年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

男女共に働きがいとワークライフバランスを高め、自律的なキャリア形成を選択できる雇用環境の整備と意識醸成を行い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨に基づき、次のように行動計画を策定する。

計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

目標：仕事と私生活の両立を図るため、毎週水曜日をノー残業デーとし、時間外勤務の削減を図る。

職員の時間外勤務を月最大40時間未満とする。

<対策>

- 令和4年4月～ ノー残業デーの実施
- 職員の時間外勤務を月最大40時間未満とする。
- 期間中、時間外勤務の時間数について対前年度比5%削減を目指す。